

「Cable-Eye®」サービスご利用揭示規約



「Cable-Eye[®]」サービスご利用揭示規約

岡山ネットワーク株式会社

岡山ネットワーク株式会社（以下「oni」といいます）は、「Cable-Eye」（以下「本サービス」といいます）に関し、本サービスの利用契約をoniと締結する者（以下「契約者」といいます）に対し、以下のとおり利用契約（以下「本契約」といいます）を定めます。全ての契約者は、本規約にご同意いただいたものとします。

第一条（規約の適用）

1. 本規約は、oniが提供する本サービスの契約者による利用の一切に適用されるものとします。
2. oniは、本サービスの内容を、1ヵ月前にoniのホームページに記載することにより、契約者の承諾なしに変更できるものとします。
3. oniが本サービスに関連して提供するサービスで本規約のほかに別途規定する利用上の決まり、約款、規約も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

第二条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 契約者とは、本規約に同意のうえ、本サービスの提供に申し込みを行い、oniがサービスの提供を承諾した方をいいます。
- (2) 対象者とは、本サービスの内容および本規約について合意のうえ、本条第5項に定義されるCable-Eyeを自己の住居または敷地内に設置される方をいいます。
- (3) 本契約とは、契約者とoniとの間の本規約に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (4) センサカメラとは、oniが提供するCable-Eye専用仕様のセンサー機能付きカメラを言い、対象者の室内もしくは屋外の状況を検知し、そのデータを送信します。
- (5) 送受信機とは、oniが契約者に貸与し、対象者の住居等に設置される通信装置をいい、センサカメラから送信されたデータを受信・蓄積し、蓄積した情報をoniのサーバに送信します。
- (6) Cable-Eyeとは、センサカメラのみまたはセンサカメラと送受信機を組み合わせたものをいいます。
- (7) 利用場所とは、本サービスにおいてセンサカメラを接続・設定する同一住所内の場所であつ本規約第十一条第2項に規定する場所をいいます。
- (8) 指定業者とは、oniが本サービスの契約取次業務、Cable-Eyeの設置業務・撤去業務を委託している者をいいます。

第三条（契約の申込）

1. 契約者は、本規約の内容に合意のうえ、oni所定の契約申込書に必要事項を記入し、記名・捺印のうえ、本書をoniに提出することにより本サービスの申込をするものとします。
2. 申し込み先だつて、契約者は本サービスおよび本規約の内容について、対象者の同意を責任をもって取りつづけるものとします。

第四条（契約の承諾）

1. oniは、契約者からの申込受領後、契約者による本サービス申込に関する対象者の同意確認を行います。oniはその同意確認後、Cable-Eyeの設置をもって申込に対する承諾の意思表示とします。なお、契約効力は指定業者によるCable-Eye設置完了の翌日をもって成立するものとします。
2. oniは、次の各号のいずれかに該当する場合、申込を承諾しません。
 - (1) 対象者の同意が得られていないことが明らかな場合。
 - (2) 契約申込書に記載された契約者または対象者が実在しない場合。
 - (3) 契約内容に虚偽または重大な記入漏れがある場合。
 - (4) 申込時に、oniが要求する書類の提出がない場合。
 - (5) 契約者もしくは対象者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であるとoniが認める場合。
 - (6) 本規約違反等により、解約処分を受けたことがある場合。
 - (7) 指定金融機関により利用が差し止められている場合。
 - (8) 対象者の自宅が、本規約第十一条第3項で規定される通信可能エリア内でない場合。
 - (9) その他、本サービスの遂行に支障があるとoniが判断した場合。

第五条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、初回については契約効力の日から3年間とします。ただし、契約期間満了日の14日前までにoniまたは契約者いづれからも何らの意思表示がない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第六条（初期費用、月額基本利用料および手数料）

1. 契約者は、本サービス利用の対価として、oni所定の初期費用、月額利用料および手数料を支払うものとします。
2. 設置工事費用以外の初期費用については初回の月額基本利用料と合わせて請求されるものとします。また、月額基本利用料は、原則、契約効力日の属する月から発生し、その算定は暦月単位とし、いかなる場合も月額単位で精算されるものとします。
3. 初期費用が、契約者都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、契約者は、oniの規定する遅延損害金を加算してoniに支払うものとします。

第七条（消費税相当額の取扱い）

1. 契約者は、利用料金の消費税相当額を負担するものとします。
2. 将来において消費税率の変更がある場合は、法定消費税相当額を付加するものとします。

第八条（決済方法）

1. 契約者は、本サービスに係るoniに対する支払は、契約者の銀行等金融機関口座からの自動振替による支払で行うものとします。なお、手続きが完了するまでの間、コンビニエンスストアでのお支払いに代えて頂く場合もありますことを了承するものとします。
2. お届けの金融機関口座を変更する場合、契約者はその旨をoniに届出した後、oniが送付する所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名・捺印しoniに返送するものとします。
3. 契約者がoniに支払う利用料等について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
4. oniは、本サービスの提供の中止、停止、契約解除、その他事由のいかなるを問わず、既に支払われた利用料金等は一切払い戻しいたしません。

第九条（解約料）

1. 最低利用期間は継続して3年間とし、課金開始日が属する月を1と起算して36月の契約期間内に契約者が解約した場合には、oniが定める期日までに、本条に規定する解約料を支払っていただきます。
2. oniは、次に該当する場合には前項の適用はしません。
 - (1) 本規約第十一条第2項で規定するエリアへ転居する場合であつ引き続きCable-Eyeの利用を継続する場合。

- (2) 第十一条第2項お書きによりoniが契約を解除する場合。
3. 契約者都合により、契約期間36月未満の契約解約における解約料は、契約の解約があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
4. oniが実施する加入金または設置費用無料キャンペーン時に加入された場合で、36月に満たない契約の解約があった場合には、oniが定める期日までに、加入金にあっては料金表に定める加入金を、設置費用等については料金表に定める設置費用等前項の金員に加えてお支払いいただきます。
5. 契約者が、契約の解約後に再度の申し込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第十条（利用条件等）

1. 本サービスを利用いただくには、oniが定めるCable-Eye専用仕様のカメラを購入もしくは保有することが必要となります。
2. 本サービスに必要なサービス機器は以下の通りです。
 - (1) センサカメラ：契約の機種および台数
 - (2) 送受信機：1台
3. 契約者の申込を受け、oniは、本規約第四条1項に基づく対象者による同意確認後速やかに指定業者にCable-Eye設置を指示するものとします。
4. 契約者は、Cable-Eye設置に係る費用を負担するものとし、指定業者へ直接支払うものとします。
5. Cable-Eye設置ならびに工事に際し、業者、工法および部材等についてはoniの指定によるものとします。
6. 本サービスの利用が可能となった以降、契約者はCable-Eye専用ステッカーを利用場所に掲げ使用するものとします。
7. 契約者はCable-Eyeの保管、維持管理に関しては以下に掲げる事項のほか、oniの契約約款集等で規定する事項を自ら遵守するとともに、対象者にもそれらの遵守を義務づけるものとします。なお、以下に定める義務に違反する行為によりoniが被った被害については契約者は賠償責任を負うものとします。
 - (1) Cable-Eyeを善良な管理者の注意義務をもって使用、保管し、その正常動作を確保するものとします。
 - (2) Cable-Eyeを分解および変更もしくは改造または付加部品を取付けてはなりません。
 - (3) Cable-Eyeを転貸、譲渡、売却、質入れしてはいけません。
 - (4) Cable-Eyeの保管、使用によって第三者に与えた損害は、契約者がこれを賠償するものとします。
 - (5) Cable-Eyeを滅失（修理不能、所有権侵害含む）、き損（所有権の侵害含む）した場合、oniに対して代替機器の購入代価または修理代を支払うものとします。代替機器または修理機器に係る一切の費用は、全て契約者負担とします。
 - (6) Cable-Eyeを本サービスの目的以外に使用したことによりoniが損害を被った場合、oniは契約者に損害賠償を請求できるものとします。
 - (7) 契約者は、Cable-Eyeについて、第三者から強制執行その他法律的、事実的損害のないよう保全するとともに、万一係る事態が発生した場合は、直ちにoniに通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。本項の場合において、oniが必要な措置を講じた場合、契約者はoniが支払った一切の費用を負担するものとします。
 8. Cable-Eyeの動作に異常が発生した場合、契約者は直ちにoniに通知するものとし、oniは当該機器を引き取り同等品と交換するものとします。oniまたは指定業者が契約者より当該機器を引き取った日から起算して本サービス停止期間が1暦月中の8日を超えない場合、契約者は当該月についても月額基本利用料を支払うものとします。なお、係る修理費用については原則無料としますが、以下に掲げる場合は有料となります。
 - (1) 契約者または対象者による使用上の誤り、または不適切な修理や改造による異常。
 - (2) 天変地異や動乱、火災、異常電圧等、oniの支配を超える外部要因による異常。
 - (3) 付属品などの消耗による交換。
 - (4) 水漏れ・結露等による腐食が発見された場合および内部基板等が破損・変形している場合。
 9. 契約の終了に伴い、契約者は速やかにCable-Eyeをoniに返却するものとします。なお、Cable-Eye機器の撤去および回収はoniまたは指定業者が行うものとし、契約者自身の取り外しはできません。また、万一契約者が契約満了または解約申し出した日以降1ヵ月以内にCable-Eyeを返却しない場合、oniは代替機器の購入代価を契約者より徴収するものとします。

第十一条（本サービスの内容および範囲）

1. oniは、契約者のご利用申し込みに応じて本サービスを提供します。なお、内容および範囲は別表のとおりとします。
2. Cable-Eyeの通信対応エリアは、oniが認めたエリアで日本の通信事業者が提供するパケット通信サービスのエリア内のみです。なお、当該通信サービスエリア内であっても、地形、建物の構造等により通信が困難場合があります。通信不能であることが確認された場合、メール通知サービスはその時点で解除となります。
3. 本サービスは、対象者の安全の確認、または緊急事態の通報を行うことを目的とするものではなく、対象者の変化などについて契約者ご自身にご判断いただくためのものです。従って、安全または緊急事態の通報がなされなかったことにより生じた一切の損害については、oniは責任を負いません。
4. 本サービスは、侵入・盗難を阻止するものではありません。
5. ご利用環境によっては、センサカメラでのセンサ検知、撮影および撮影画像などの品質に関して、その正確性、有用性、確実性および安全性を保证するものではありません。
6. ライブ映像については、回線の状況などにより遅延する場合があります。
7. 通信サービスの障害、回線不通や端末の障害により、接続不可・遅延・不達となる場合もあります。
8. センサカメラの設置や利用につきましては、契約者の責任で対象者のプライバシー・肖像権などを考慮のうえ、行ってください。

第十二条（受信用端末）

契約者は、本サービスを利用するために必要なテレビ、パソコン、携帯電話等の端末（以下「受信用端末」という）を所有もしくは管理し、本サービスにおいて受信用端末を用いて情報を受信するために係る経費（通信料金、電気代等）は、契約者が負担するものとします。

第十三条（設置場所の無償使用と協力の義務）

1. oniは契約者が本サービスを利用するために、必要最低限において契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等を無償で使用できるものとします。
2. 契約者は、oniまたはoniの指定業者が、Cable-Eyeの設置、検査、修理を行うため、契約者が所有もしくは専有する敷地、家屋、構造物等への無償での立ち入り、または出入り、当該行為を実施することを許可するものとし、協力を求めた場合には、これに協

方しなければなりません。

3. 契約者は、Cable-eyeの設置について、家主、地主そのた利害関係人があるときには、あらかじめ必要な許可を得ておくものとします。また、このことに関して後日苦情が生じたときには、契約者自身が責任をもって解決するものとします。

第十四条（IDおよびパスワードの管理）

1. oniは契約者にIDおよびパスワードをoniの定める方法により付与します。
2. 契約者は、oniの書面による事前同意なくして自己のIDおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはなりません。
3. 契約者は、IDおよびパスワードを自己の責任において厳正に管理するものとし、管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によりoniおよび第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。
4. oniは、契約者のIDおよびパスワードが他者に盗用または不正使用されたことによって契約者が被る損害については、一切の責任を負いません。

第十五条（禁止事項）

契約者および対象者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。なお、oniは契約者が行った禁止事項により損害をこうむったときは、当該契約者に賠償を求めることができるものとします。

- (1) 他の契約者、対象者および第三者もしくはoniの著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他の契約者、対象者および第三者もしくはoniの財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他の契約者、対象者および第三者もしくはoniに不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (4) 他の契約者、対象者および第三者もしくはoniを誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を棄損する行為
- (5) 法令による要請などの場合を除き、対象者の情報を第三者に開示・提供する行為
- (6) oniの書面による事前同意なくして本サービスまたは本サービスを通じて提供される情報を第三者に利用させる行為
- (7) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為、または公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に提供する行為
- (8) わいせつ、児童買春、児童ポルノまたは児童虐待にあたる文書等を送信または表示する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為またはその恐れのある行為
- (9) 無限連鎖講またはチェーンメールに該当する行為、またはこれを勧誘する行為
- (10) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- (11) 事実に対する、またはその恐れのある情報を提供する行為
- (12) 本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
- (13) 本サービスの信用を棄損する行為
- (14) IDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (15) コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (16) 法令等に違反する、または違反する恐れのある行為

第十六条（情報の管理）

1. oniは本サービスの内容および契約者または対象者が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有効性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供、遅延、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の流出もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者および対象者の損害について、oniは、oniの故意または重大な過失による場合を除き一切責任を負いません。
3. 契約者は、本サービスを使用して受信し、または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置を講じるものとします。
4. oniは、契約者がoniに登録した情報または文章等が、前条の禁止行為を行った場合または本サービスの保守管理上必要であるとoniが判断した場合は、契約者に通知するとともに、当該情報または文章等を削除することができるものとします。

第十七条（設備等の準備）

契約者は、通信機器、ソフトウェア、その他これに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他、本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

第十八条（他ネットワークの接続）

1. 本サービスの取り扱いに関しては、諸外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限される場合があります。
2. 契約者が国内外のネットワークを経由して通信を行う場合、当該契約者は経由する全ての国の法令等、通信事業者の約款等および全てのネットワークの規則に従うものとします。

第十九条（著作権等）

本サービスに関する知的財産権、著作権、ノウハウ等の無体財産権は、全てoniまたはその他の権利者に属します。契約者および対象者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める利用範囲外での使用をすることはできません。

第二十条（個人情報の取扱いについて）

oniは、本サービスを通じて得た契約者および対象者の個人情報の取扱いについては、oniの契約約款集に規定する条項によるほか、別途掲示する情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に基づいて適切に取り扱うものとします。

第二十一条（免責事項）

1. 契約者が利用している受信用端末の障害または回線不通等の通信手段の障害等、oniの責によらない原因により本サービスが遅延したり不能となった場合、あるいは送信情報に誤信、脱落等が発生した場合、その損害について、oniは責任を負わないものとします。
2. 契約申込書への契約者にご記入に起因して、メールの誤配信などにより第三者に損害を与えた場合、契約者がその責任の一切を負うものとします。

第二十二条（譲渡禁止）

契約者は、本サービスの契約に関する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡できません。

第二十三条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者はoniに対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 契約者自らが、反社会的勢力もしくはこれに準ずるものでないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本契約期間中に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア oniに対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いてoniの業務を妨害し、または信用をき損する行為
2. 契約者が次のいずれかに該当した場合には、oniは、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項1号または2号の確約に反することが判明した場合
 - (2) 前項3号の確約に反し、契約したことが判明した場合
 - (3) 前項4号の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、契約者は、解除により生じる損害について、oniに対し一切の請求を行ってはけません。

第二十四条（協議解決）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、oni及び契約者は、本規約の主旨に従い誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第二十五条（規定の改定）

1. oniは、契約者の承認を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、料金の他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。
2. 改正後の規定は、oniのホームページ (<http://www.oninet.ne.jp>)へ掲載し閲覧に供するものとします。この場合、既契約者は改正後の規定の適用を受けます。

第二十六条（国内法への準拠）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争については、岡山地方裁判所を管轄裁判所とします。

付 則

1. oniは、特に必要がある場合には、本規約に特約を付すことができるものとします。
2. oni指定代理店を通じての契約についても一般の契約と同等とします。
3. この規約の施行 平成24年2月1日より施行します。
4. この規約の改訂 平成26年4月1日
5. この規約の改訂 令和元年10月1日
6. この規約の改訂 令和3年4月1日

【別表】

第1表 手続きに関する料金等

1. 適用

料金等の適用については、規約第六条、七条、八条、九条によるほか次のとおりとします。

2. 料金額

2-1. 工事費

項目	金額
工事費	Cable-Eye設置 実費相当額

※工事は、oniまたはoni指定業者が行います。但し、お客さまご自身もしくは指定業者以外が工事したことに起因するトラブル・不具合につきましてはoniは一切関知しません。

※接続・設定作業に伴う、ネットワーク家電・ゲーム機などのルータ接続保証はいたしません。

※配線接続において、壁面などへの配線隠ぺいや屋外配管の埋設には対応していません。

また、電源線の接続は、コンセントへの接続に限ります。

※屋内用センサカメラの取付固定においては、不安定な場所、振動の多い場所、高さ2.5mを超える場所、強度の弱い壁など（石膏ボード、ALC（軽量気泡コンクリート）・厚さ2.5cm以下のベニヤ板など）への取付固定はできません。また、屋外用センサカメラは天井への取付はできません。

※撮影範囲に限りがあります。また、利用場所の建物・周辺状況などによっては、やむを得ず設置できない場合もあります。

2-2. 解約料

項目	金額
最低利用期限内解約	月額利用料×残存月数

※最低利用期間は継続して3年間とし、課金開始日が属する月を1と起算して36月です。

※利用者は、規約第九条規定により、最低利用期限内に解約を行う場合は、解約料として残余期間の利用料を一括して支払うものとします。但し、oniが特段認める場合はこの限りではありません。

2-3. 撤去工事費

項目	金額
工事費	Cable-Eye撤去 実費相当額

※上記以外の工事費等が伴う場合、別途費用を請求させていただきます。

※撤去における補修処理の範囲は、完全な原状回復を行うものではなく、ネジ穴部のパテ埋め・防水処理（壁面貫通部材は残置）までとなります。ピンホール補修やクロス補修、塗装などは行いません。

2-4. 遅延損害金

項目	利率
遅延損害金	年利14.5%

※利用者は、初期費用その他債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分と合わせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合（oniが契約者のお支払いを確認できない場合を含みます）には、第1回目支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年利14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間について、365日当たりの割合とします）の割合で計算して得た遅延損害金を含め、oniにお支払いいただきます。

第2表 利用に関する料金等

1. 適用

利用料等の適用については、規約第十条、十一條によるほか次のとおりとします。

2. 基本サービス

本サービスには、次表に掲げるサービス品目と利用料金（月額）があります。

2-1. サービス料

（単位：円／金額は消費税込）

サービスエリア	oniNet加入者	oniNet未加入者	
		oniNet回線使用 (ケーブルアイのみ利用)	他社回線使用
サービスエリア	oniサービスエリア	oniサービスエリア	oniサービスエリア、 赤磐市、瀬戸内市、久米南町
屋内用	パナソニック VL-CM210 ※	1,045	1,595
	ブラネックス CS-WMV043G	1,199	1,749
	ブラネックス CS-WMV04N	1,199	1,749
屋外用	パナソニック VL-CM260 ※	1,540	2,090
	パナソニック BB-HCM531	2,255	2,805
	パナソニック BB-HCM735	2,640	3,190
	パナソニック BB-HCM547	2,827	3,377

2-2. オプション

（単位：円／金額は消費税込）

無線ルータ	ブラネックス MZK-W300NH3	110
録画サービス	※の機種には使用できません	330

2-3. Cable-Eye シール

（単位：円／金額は消費税込）

シール大（ベース）	20cm×16cm	1,100（220）
シール中（ベース）	13.6cm×11cm	550（165）
シール小	10cm×8cm	440

※シール大と中にはベースがあります。壁・門柱等に掲示する場合にお買い求めください。

第3表 提供条件

oniが提供するCable-Eyeをご利用いただくにあたり、以下の条件を満たしご同意いただく必要がありますのでご一読ください。

1. 利用場所のネットワーク環境

本サービスは、常時接続インターネット専用のサービスです。ブロードバンド対応のインターネットが必要になります。

2. 利用端末の動作環境

【パソコン端末】

対応OS	Windows 7 / Windows 8 / Windows 10
動作環境	Internet Explorer 11以上

※上記以外のOSおよび動作環境での動作保証はいたしかねます。Macintoshは非対応です。

※上記の動作環境下であっても、設定によっては正しく表示、動作しない場合があります。

【携帯電話端末】

(1) 対応携帯電話会社は、NTTドコモ、au (KDDI)、SoftBankです。

(2) カメラの映像を表示するためには携帯電話がフルブラウザに対応している必要があります。

なお、条件を満たしていても、機種固有の仕様により一部機種では表示できない場合があります。

3. 画像保存について

(1) ご利用環境によっては、センサカメラでのセンサ検知、撮影および撮影画像などの品質に関して、その正確性、有用性、確実性および安全性を保証するものではありません。

(2) サーバに保存された画像は一定期間（7日間）経過したのち自動的に削除されます。この場合、削除したデータの復旧はできません。

(3) サーバに保存された画像が6GBを超えた場合において、空き容量が5.5GB以下になるまで古いファイルから自動的に削除されます。

(4) ライブ画像については、回線状況などにより遅延が生じる場合があります。

(5) メールでの通知タイミングについては、一定の条件があります。また、通信サービスの障害、回線不通や端末の障害によって、接続不可・遅延・不達となる場合があります。

(6) センサカメラの設置や利用につきましては、ご利用される契約者の責任で対象者のプライバシー、肖像権などを考慮のうえ、行って下さい。

4. その他

本サービスでは、携帯電話でカメラ画像を表示するため、大量のパケット通信が発生します。パケット定額サービスのご利用をおすすめします。

